

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年5月21日)

[件名]

- 1 災害対策基本法の改正について
(危機管理政策課、河川課) … 2
- 2 流域治水関連法の改正について
(河川課、危機管理政策課) … 3
- 3 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について
(第76報)
(原子力安全対策課) … 4
- 4 鳥取県原子力安全顧問の自己申告について
(原子力安全対策課) … 7
- 5 島根原子力発電所構内で発生した人身事故及び火災について
(原子力安全対策課) … 10

危機管理局

災害対策基本法の改正について

令和3年5月21日
危機管理政策課、河川課

頻発する自然災害に対応した災害時における円滑かつ迅速な避難の確保等を目的として、避難勧告を廃止し避難指示に一本化すること等を盛り込んだ災害対策基本法の改正（5月20日施行）について、改正点及び本県の対応状況について報告します。

1 改正点

①市町村が発令する避難情報（名称変更など）

- ・警戒レベル3…「避難準備・高齢者等避難開始」から「高齢者等避難」に改正。
- ・警戒レベル4…「避難勧告」を廃止し「避難指示」に一本化。
- ・警戒レベル5…「災害発生情報」から「緊急安全確保※注1」に改正。
※注1…立退き避難が安全でない場合に自宅での垂直避難等にて緊急に安全確保するもの。

②避難行動要支援者ごとの個別避難計画（努力義務化）（新設）

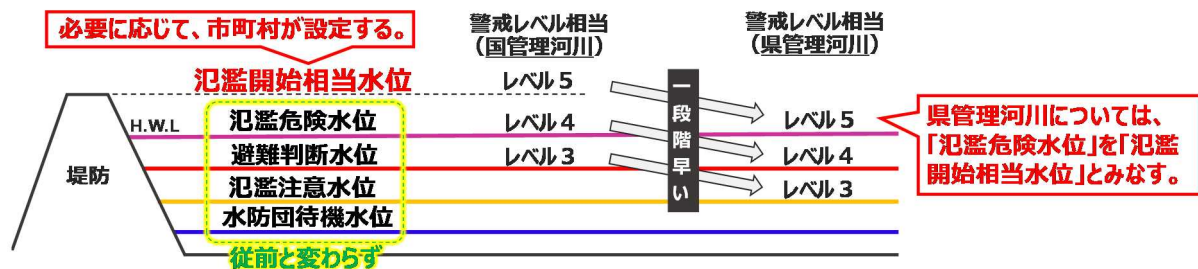
- ・市町村に対して「避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成」が努力義務化された。

③事前の広域避難に係る自治体間の協議（要避難者の受入調整）（新設）

- ・市町村長が、同一県内の他の市町村長に要避難者を受け入れてもらうよう要請（協議）することができ、要請を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、原則として要避難者を受け入れる。
- ・市町村長は、要避難者の受入を他県に要請（協議）するよう都道府県知事に要請可能で、要請を受けた都道府県知事は、他の都道府県知事に要請（協議）することが義務化された。

④洪水等の状況に応じた避難情報の発令（変更）

- ・市町村が発令する避難情報の対象範囲を、災害リスクに応じて絞り込むことが推奨された。
※注2…改正前は広域的に発令（例：〇〇市北部、〇〇町全域）していたが、改正後は可能な限り絞り込んで発令する。（例：学校区単位で絞る、左岸・右岸で分ける）
- ・市町村が警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する判断の目安として、新たに警戒レベル4（氾濫危険水位）の上位に「氾濫開始相当水位」を設定できることとなった。※注3
※注3…本県の県管理河川では、平成27年度より水防法上の基準水位に相当する「避難情報のレベル」を全国より1段階早い設定としているため、氾濫危険水位を氾濫開始相当水位とみなす。



2 対応方針

◎市町村や国及び報道機関と連携し、出水期までに体制整備と住民への周知を行う。

（県政だより（6月号）、マルっと！とっとり（6月5日）、市町村報掲載等を依頼済み）

①市町村が発令する避難情報

- ・県の情報発信（トリピーメール等）は法施行までに新基準への対応を行う。

②避難行動要支援者ごとの個別避難計画

- ・個別避難計画の作成が進むよう市町村への働きかけを行う。

③事前の広域避難に係る自治体間の協議（要避難者の受入調整）

- ・大規模水害等を想定した市町村圏域を超えた広域避難の必要性等について、県及び市町村で検討を進める。

④洪水等の状況に応じた避難情報の発令

- ・避難情報の発令対象範囲について、市町村はできる限り絞り込む意向。河川管理者として県は、市町村の発令対象範囲の絞り込みを支援する方法を検討する。
- ・国管理河川における氾濫開始相当水位の設定について、国・市町村との調整を図る。

流域治水関連法の改正について

令和 3 年 5 月 21 日

河川課、危機管理政策課

気候変動による水害リスクの増大に備えて流域全体で取り組む「流域治水」の実行性を高めるための流域治水関連法(9法^{※注})の改正が4月28日に可決成立しました。国は令和3年10月の施行を目指しており、その改正点及び本県の対応状況について報告します。

※注 … 特定都市河川浸水被害対策法、水防法、土砂災害防止法、都市計画法、都市緑地法、建築基準法
防災集団移転促進法、河川法、下水道法

1 改正点

◎流域治水の計画・体制の強化

- ・流域水害対策計画を適用する河川指定要件を緩和(大都市だけでなく自然的条件でも適用可)
[特定都市河川浸水被害対策法]
- ・特定都市河川の河川管理者及び下水道管理者、都道府県知事、市町村長が協働して流域水害対策計画の検討に係る協議会の創設 [特定都市河川浸水被害対策法]
- ・様々な主体が流域水害対策を確実に実施 [特定都市河川浸水被害対策法]

◎氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・民間事業者の雨水貯留浸透施設の整備支援のための認定制度や補助制度等の創設
[特定都市河川浸水被害対策法]
- ・沿川の保水機能を有する土地を確保するために、盛土や塀などの設置行為を規制する制度の創設(貯留機能保全区域の指定) [特定都市河川浸水被害対策法]
- ・雨水の貯留浸透機能を有する都市部の緑地保全制度の創設 [都市緑地法]
- ・下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付ける制度の創設 [下水道法]

◎浸水等被害対象を減少させるための対策

- ・浸水被害を減少させるために住宅や要配慮者利用施設の開発・建築行為を規制する制度の創設(浸水被害防止区域の指定) [特定都市河川浸水被害対策法]
- ・防災集団移転促進事業の対象範囲の拡張 [防災集団移転促進法]
- ・災害時の避難先となる拠点を整備するための都市計画制度の創設 [都市計画法]

◎浸水等被害の軽減のための対策

- ・想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの作成を中小河川に拡大 [水防法]
- ・要配慮者利用施設が避難訓練を実施した際に訓練結果について市町村への報告を義務化、その上で市町村が要配慮者利用施設に対して助言・勧告できる制度の創設 [水防法] [土砂災害防止法]

2 対応方針

1) 法施行に向けた対応

- ・国は、今後、自治体と意見を交わしながら「特定都市河川浸水被害対策法」の施行規則・運用ガイドラインを検討する予定であることから、本県の河川流域における地域に即した効果的な取組の推進のために同施行規則等が柔軟なものとなるよう国に働きかける。

2) 対策実施に向けた対応

①氾濫をできるだけ防ぐための対策・被害対象を減少させるための対策

- ・県内の流域治水の先行モデル(例：大路川)において、住民との合意形成を図りながら取組の検討を進め、他流域に取組を展開していく。

②被害の軽減のための対策

- ・法施行後、速やかに新たな浸水想定区域図作成に取り掛かる。
- ・要配慮者利用施設に関しては、該当施設への助言を含め適切な対応を市町村に対して依頼する。

島根原子力発電所 2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第76報）

令和3年5月21日

原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機並びに平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査会合の状況等は次のとおりです。

1 島根原子力発電所 2号機に係る審査会合

回数(開催日)	議題	主な説明内容及び審査状況
183回目 (4月30日)	【地震・津波関係】 (まとめ資料の確認)	○ 地震・津波関係に関して、これまでの審査を総括する審査会合（2回目）が開かれた。中国電力は前回の審査会合の指摘を踏まえて、まとめ資料について最新データの反映や記載の明確化等を行い、修正内容について説明した。 ○ 原子力規制委員会から指摘はなく、審査終了。

審査が事実上終了したことを受けて、5月10日に中国電力は、平成25年12月25日に提出した島根原発2号機の原子炉設置変更許可申請の補正書を原子力規制委員会に提出した。

2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合

*前回の報告（平成28年9月15日）以降の審査会合

回数（開催日）	議題	概要
開催なし		*直近は平成28年9月13日の1回目

※特定重大事故等対処施設は、本体の設計及び工事の計画の認可日から5年以内に完成することが必要

3 その他

5月18日(火)、島根2号機の新規制基準適合性審査に関し、中国電力による自治体向け34回目説明会が松江市で開催され、本県を含む関係自治体の職員が出席した（公開、一般傍聴可）。

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の進捗状況（ゴシック:審査済）

主要な審査項目		審査状況	主な審査結果等
審査の申請概要、主要な論点、審査会合の進め方		済	地震・津波関係のこれまでの審査での指摘を反映させた資料を提出した。設置変更許可申請の補正書を提出した。
地震	敷地及び敷地周辺の地下構造	済	地下構造モデルは増幅の大きい3号機地盤の値を採用した。
	震源を特定して策定する地震動	済	宍道断層の長さを約39km（当初：約22km）とし、敷地前面海域の断層（約48km）と共に検討用地震として採用した。
	震源を特定せず策定する地震動	済	鳥取県西部地震と留萌支庁南部地震を対象とした。
	基準地震動	済	820ガル（当初：600ガル）とした。
	耐震設計方針	済	地震で建屋や機器が壊れないことを確認した。
	敷地の地質・地質構造	済	敷地内に破砕帯や活断層がなく、少なくとも後期更新世（約12～13万年前）以降の活動性は認められない。
	地盤・斜面の安定性	済	地震により地盤や斜面が崩れることはない。地震で地盤が傾いても、防波壁の機能に影響しない。
津波	基準津波	済	津波高さを海拔11.6m（当初：海拔9.5m）とした。
	耐津波設計方針	済	地震や津波に対して防波壁は壊れないように、中詰材の改良や漂流物（漁船）の衝突対策を防波壁に施す。
重大事故対策	確率論的リスク評価（PRA）	済	重大事故対策がない状態を仮定して、事故シーケンスグループごとに重大事故へ至る確率を評価した。
	事故シーケンスの選定	済	PRA等の結果を踏まえて、それぞれの事故シーケンスグループごとに、最も厳しい事故シーケンスを選定した。
	有効性評価	済	選定された最も厳しい事故シーケンスに対して、有効な炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策を備えている。溶融炉心による格納容器破損を防止するため、コリウムシールド（耐熱材）を格納容器下部の床面に設置する。常設代替電源として定置式ガスタービン発電機を用意する。
	解析コード	済	重大事故対策の有効性評価に使う計算プログラム（解析コード）は5つである。
	原子炉制御室	済	重大事故時に制御室でとどまる運転員の被ばく低減のために、空調の運転モードを切り替えることや待避室を設置する。
	緊急時対策所	済	耐震構造とし、電源、通信機器、被ばく低減設備等を配備して標高50mの高台に設置する。
	フィルタ付ベント設備	済	格納容器の過圧破損を防ぐためのフィルタ付ベント設備において、ヨウ素の除去を強化するために、銀ゼオライト容器を追加する。
	水素爆発防止対策	済	触媒式水素処理装置や水素濃度計により水素爆発を防止する。
	有毒ガス防護（追加審査項目）	済	中央制御室や緊急時対策所の事故対策要員に影響するような有毒ガス発生源が発電所内がないことを確認した。また、万が一の発生に備えて、有毒ガス防護の手順と体制を整備する。
	重大事故対応に必要な技術的能力	済	大規模損壊対応は、非公開の審査会合で確認された。重大事故収束作業のための可搬型設備の保管場所と運搬ルートは、地震や津波の影響を受けないところに設定されている。土石流の影響を受けないように連絡通路を追加設置する。
残留熱代替除去系（追加審査項目）	済	格納容器の圧力と温度を下げるために残留熱代替除去系を追加で設置する。	

設計 基準 事故 対策	内部溢水	済	地震による配管破断や津波による浸水等によって建物内部で漏水が発生しても、安全上の機能が損なわれないように、堰や水密扉、防水壁等の対策をする。	
	火災	済	建物内での火災を想定し、耐火壁による延焼防止、火災感知器や自動消火器の設置によって対策をする。 想定しうる森林火災や航空機落下による火災については、原子炉施設までの離隔距離が確保されているため影響がない。	
	竜巻（影響評価・対策）	済	設計竜巻の最大風速を 92m/s（当初：69m/s）とし、竜巻防護ネット等で竜巻による飛来物から施設を防護する。	
	火山（影響評価・対策）	済	発電所で想定する火山灰層厚を 56 cm（当初：2cm）と設定した。	
	外部事象	済	外部事象として選定した風、積雪、地すべり、土石流、航空機落下等による影響を受けない。	
	静的機器の単一故障	済	多重性又や独立性が確保され、単一故障による機能喪失がないように機器を設計している。	
	保安電源設備	済	2本の外部送電線を独立して敷設している。 非常用発電機を多重化し、7日間の燃料を確保している。	
	誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路	済	可搬型照明を用意して誤動作の防止を図り、安全避難通路にも照明を用意している。安全保護回路には不正アクセス対策をしている。	
	原子炉冷却材圧力バウンダリ	済	隔離弁は十分な裕度をもって設計されており、追加対策をせずとも圧力バウンダリとして支障がない。	
	通信連絡設備	済	発電所内及び発電所外との通信連絡設備については多様性を確保し、外部電源が喪失しても通信できる。	
	監視測定設備	済	外部電源喪失に備えた電源を有している。また代替計測のための可搬型モニタリングポストを準備している	
	共用設備	済	他号機と共用している施設については、共用が安全性向上に寄与する設計になっている。	
	人の不法な侵入防止	済	柵による区域管理、カメラ等の監視設備、不正アクセス行為への対応等を行っている。	
	その他	全交流動力電源喪失対策設備	済	原子炉の停止や冷却に十分な容量の直流電源設備を有している。
		燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 放射性廃棄物の処理施設	済	外部電源が喪失しても水位や温度の計測を継続できる。また、燃料プールに温度計を追加する。 低レベル放射性廃棄物のドラム缶詰時に使用する固化材をプラスチックから燃えないセメントに変更する。
原子力事業者の技術的能力	済	役割分担が明確化された組織が構築されて教育訓練が行われ、運転及び保守を適確に遂行できるようになっている。		
品質管理に必要な体制の整備	済	設計に係る品質管理の実績及びその後の工事等に係る品質管理の方法等を記載した説明書を提出した。		

〔年度別審査会合数〕 H25:4回、H26:36回、H27:32回、H28:11回、H29:7回、H30:12回、R1:49回、R2:31回（2回の非公開審査会合を含む）、R3:1回

鳥取県原子力安全顧問の自己申告について

令和3年5月21日
原子力安全対策課

本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング、原子力災害その他の緊急時における防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置しています。

この度、鳥取県原子力安全顧問設置要綱に基づき、委嘱中の全顧問から自己申告書の提出を受けて、顧問の中立性及び公平性について確認しました。

1 確認の内容

- (1) 令和2年度中における顧問個人の研究又はその所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附の状況
- (2) 令和2年度中における顧問の所属する研究室等を卒業した学生の原子力事業者等※への就職状況

※原子力事業者等：営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。

2 確認の結果

各顧問から提出された自己申告書をもって、全顧問について、中立性及び公平性が確保されていることを確認しました。

（詳細は別紙「鳥取県原子力安全顧問に係る自己申告内容」のとおり）

【参考】鳥取県原子力安全顧問設置要綱（抜粋）

（顧問の委嘱手続等）

第5条

2 知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書を毎年4月30日までに提出するよう求める。

(1) 申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額

(2) 申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

3 顧問は、前条の欠格事由に該当すると思料するときは、速やかに、顧問を辞職することを知事に申し出るものとする。

4 知事は、顧問に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により申告された事項を公表する。

参考：鳥取県原子力安全顧問一覧

鳥取県原子力安全顧問

(令和3年4月1日現在、分野内は五十音順)

分野	専門分野	顧問名	所属・役職
環境 モニタリング	放射線計測・防護	うらべ いづま 占部 逸正	福山大学・名誉教授
	環境放射能	えんどう さとる 遠藤 暁	広島大学・教授
	放射能環境変動	ふじかわ ようこ 藤川 陽子	京都大学複合原子力科学研究所・准教授
放射線 影響評価	線量評価(内部被ばく)	かい みちあき 甲斐 倫明	日本文理大学・教授
	緊急被ばく医療	かみや けんじ 神谷 研二	広島大学・副学長・特任教授
	救急医学、被ばく医療	とみなが たかこ 富永 隆子	量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門放射線医学研究所 放射線緊急事態対応部・被ばく医療グループリーダー
	放射線治療	よしだ けんじ 吉田 賢史	鳥取大学医学部附属病院・教授
原子炉工学	原子炉工学	かたおか いさお 片岡 勲	大阪大学名誉教授 原子力安全システム研究所・技術システム研究所長
	原子炉物理	きただ たかのり 北田 孝典	大阪大学・教授
	原子炉工学	むた ひとし 牟田 仁	東京都市大学・准教授
	熱加工工学、材料工学	もちづき まさひと 望月 正人	大阪大学・教授
	原子炉工学	よしはし さちこ 吉橋 幸子	名古屋大学・准教授
放射性廃棄物	核燃料サイクル	ささき たかゆき 佐々木 隆之	京都大学・教授
地震関係	強震動、震源断層	かがわ たかお 香川 敬生	鳥取大学・教授
	地震活動・震源メカニズム	にしだ りょうへい 西田 良平	鳥取大学・名誉教授
地下水・ 地盤対策	地盤工学	こうの まさのり 河野 勝宣	鳥取大学・准教授
原子力防災	都市・地域防災学	うめと みちたか 梅本 通孝	筑波大学・准教授

任期 令和2年10月17日～令和4年10月16日

鳥取県原子力安全顧問に係る自己申告内容

令和3年5月21日
原子力安全対策課

顧問氏名	梅本 通孝	占部 逸正	遠藤 暁	甲斐 倫明	香川 敬生	片岡 勲	神谷 研二	北田 孝典	河野 勝宣	佐々木 隆之	富永 隆子	西田 良平	藤川 陽子	牟田 仁	望月 正人	吉田 賢史	吉橋 幸子
①委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等又は法人である原子力事業者等の役員若しくは使用人その他従業員であったか																	
②委嘱日直近3年間に、原子力事業者等の団体の役員、若しくは使用人その他従業員であったか																	
③委嘱日前直近3年間に、同一の原子力事業者等から、個人として年間50万円以上の報酬等を受領していた者であったか																	
④委嘱日前直近3年間に(委嘱中の顧問は前年度)に、委員の研究及び所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附金、寄附者及び寄付金額	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
⑤委嘱日前直近3年間に(委嘱中の顧問は前年度)に所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり(三菱電機・1名、九州電力・1名)	なし	なし	なし	なし	なし	あり(東京電力HD・1名)	なし	なし	なし
情報公開事項																	

調査対象外
(委嘱の都度調査。事由該当の場合、顧問が知事に辞職を申し出)

※④、⑤の申告期間については、令和2年10月17日～令和3年3月31日までとなります。(令和2年4月1日～令和2年10月16日の状況は、前年度の顧問委嘱時(令和2年10月17日)に申告済み)

原子力事業者等: 営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう

島根原子力発電所構内で発生した人身事故及び火災について

令和3年5月21日
原子力安全対策課

この度、島根原子力発電所構内において、人身事故（5月17日発生）、火災（5月18日発生）の2件の災害が連続して発生しました。

県は災害発生後、中国電力から直ちに通報を受け、5月18日に安全協定*に基づく現地確認を米子市、境港市と合同で行い、火災の発生状況及び対応状況、環境への影響等の聞取り及び現場確認を行いました。また、5月19日に中国電力から状況報告を受け、原因究明と再発防止対策等について申入れを行いました。

※島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第11条（抜粋）

甲（鳥取県）、乙（米子市）及び丙（境港市）は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁（中国電力）に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができる。

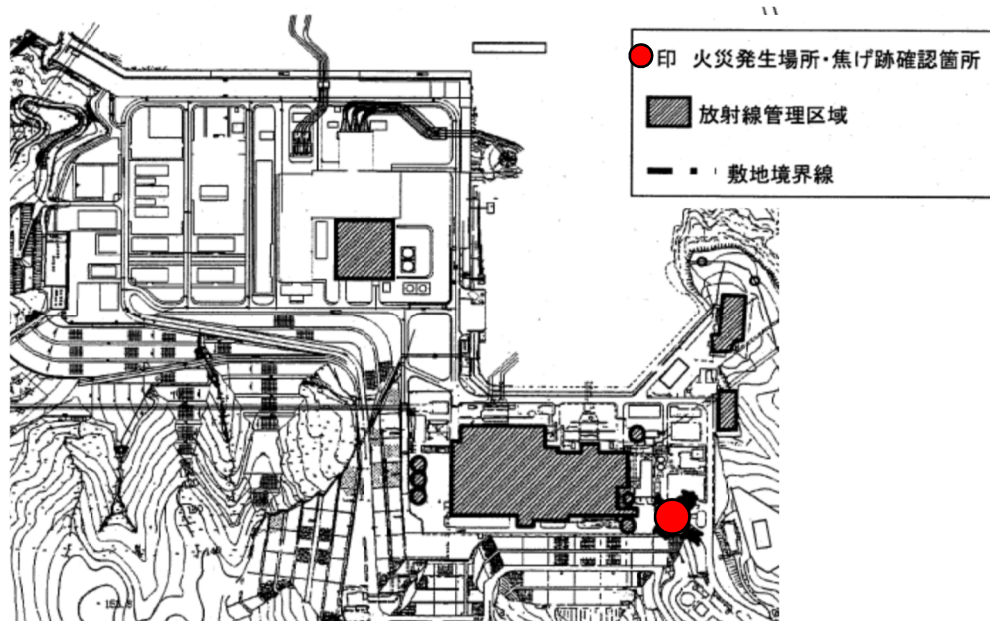
1 事案概要

（1）人身事故

- ①発生日時 5月17日（月）16時35分頃
- ②発生場所 2号機原子炉建物地下1階（放射性管理区域内）
- ③負傷者 協力会社社員 男性（53歳）
- ④発生状況 2号機原子炉建物地下1階（放射性管理区域内）で安全対策工事に従事していた協力会社作業員が、工事エリア内のハッチ開口部から地下2階へ転落、負傷
- ⑤症状 右肘、左脚、右肋骨の骨折、約2週間の入院加療を要する見込み
- ⑥汚染等 負傷者の汚染なし、外部への放射能の影響なし

（2）火災

- ①発生日時 5月18日（火）19時30分頃
- ②発生場所 管理事務所2号館2階情報室内（放射線管理区域外）
- ③発生状況 管理事務所2号館2階情報室内からの発煙を中国電力社員が発見。直ちに消火活動を行うとともに消防署へ通報。その後、消防による現地確認が行われ、20時05分に鎮火を確認。
- ④事故状況 負傷者なし、汚染・被ばくなし、プラントへの影響なし、外部への放射能の影響なし



2 現地確認（概要）

- (1) 日 時 5月18日（火）23時30分～翌日0時15分
- (2) 場 所 島根原子力発電所
- (3) 確認者 鳥取県3名、米子市1名、境港市2名
- (4) 対応者 中国電力(株) 島根原子力発電所長 岩崎晃 他
- (5) 確認結果 火災の発生状況及び対応状況、環境への影響等の聞き取り及び現場確認を実施

3 県への報告と申入れ

この度発生した人身事故及び火災について、県は中国電力から状況報告を受け、原因究明と再発防止対策等について申入れを行いました。

- (1) 報告日時 5月19日（水）9時～9時20分
- (2) 報告者 中国電力(株) 鳥取支社長兼電源事業本部 島根原子力本部副本部長 藪根剛
- (3) 対応者 危機管理局长 西尾浩一
- (4) 報告内容 人身事故及び火災の発生状況及び対応状況、環境への影響、作業員・施設への影響等
- (5) 申入内容 (別添参照)
 - ①今回連続発生した災害事故について、監督機関の指導に真摯に対応するとともに、貴社においては原因究明と再発防止対策に早急に取り組むとともに、協力会社を含めて全社を挙げて再発防止に取り組むこと。
 - ②対応状況について積極的な情報公開を行い、県民に対して分かりやすく説明し、その実施状況等を報告すること。

(別添)

第 202100048561 号
防起第 4 1 3 号 - 1
発境自第 4 3 号
令和 3 年 5 月 1 9 日

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂 様

鳥取県知事 平 井 伸 治
(公印省略)

米子市長 伊 木 隆 司
(公印省略)

境港市長 伊 達 憲 太 郎
(公印省略)

島根原子力発電所構内における人身事故及び火災に関する申入れ

この度の島根原子力発電所構内で連続発生した人身事故及び火災は、貴社の原子力発電に対する安全を第一義とする姿勢が弛緩しているのではとの懸念を抱かせるものであり、深く憂慮せざるを得ません。

については、下記のとおり強く申入れします。

記

○今回連続発生した災害事故について、監督機関の指導に真摯に対応するとともに、貴社においては原因究明と再発防止対策に早急に取り組むとともに、協力会社を含めて全社を挙げて再発防止に取り組むこと。

○対応状況について積極的な情報公開を行い、県民に対して分かりやすく説明し、その実施状況等を報告すること。